

風水害時の緊急情報を「固定電話」や「FAX」に配信する
「災害情報自動配信サービス」が新たにスタート！

対象者：吹田市民で携帯電話やスマートフォンを持っていない方

ご自身が登録対象であるかは、以下の流れでご確認ください



■テレビをお持ちの方▶本サービスに登録しなくてもテレビのdボタンを押すと地域ごとの災害情報の入手が可能です

登録可能な機器

固定電話 又は FAX
 のいずれか1つのみ登録可

※携帯電話は登録できません。

配信する情報

● 洪水・土砂災害が発生するおそれがあるときの避難情報

● その他の緊急情報

※緊急地震速報は配信されません。

サービス利用料

● 受信時の通話料などは無料

※折り返し電話をしたときは有料です

※本サービスを利用するための機器・

消耗品等は自己負担となります

申請方法

所定の申請書(※)を郵送又はFAXにて吹田市危機管理室へ

※申請書は、市ホームページに掲載しているほか、吹田市危機管理室の窓口で配布しています。

※ホームページからのダウンロードや窓口への来所が難しい場合は、吹田市危機管理室へご相談ください。

市ホームページ



配信までの流れ

①申請書を提出 ⇒ ②テスト配信(事前にご案内します) ⇒ ③以後、随時避難情報を配信

▶ 電話・FAXは「電話番号：050-3138-4211」から発信されます。

▶ メッセージは、同じ内容を3回繰り返し流します。※

※聞き取れなかった場合は、電話番号(050-3138-4211)に折り返し電話をして確認することもできますが、その場合、通信料がかかります。なお、一定時間経過後は、折り返し電話をしても確認ができなくなります。

▶ 避難情報の発令など、市が緊急情報を配信する時に速やかに配信されるものですが、回線状況によって配信に時間がかかったり、故障等により配信がされない場合があります。※

※本サービス以外での災害情報の取得方法も備えておきましょう。

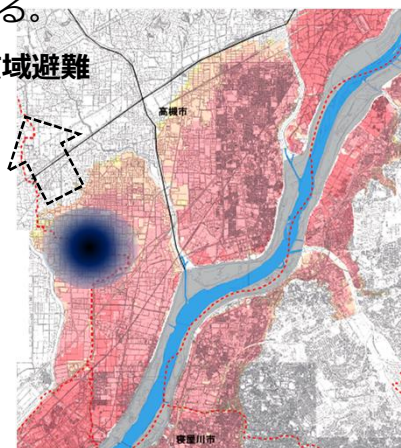
また、緊急情報のため、休日や夜間に配信される場合もありますのでご了承ください。

柳川地区コミュニティ防災ワークショップ

大規模水害時における市民等の避難体制の強化（広域避難）を図るため、淀川氾濫（安威川含む）に対するコミュニティタイムラインをモデル地区（柳川地区）にて検討する。

●避難行動要支援者への支援
令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者名簿登録者について、個別避難計画を作成することが明記された。
（優先度の高い者については5年以内）
今回のワークショップでは、今後、個別避難計画の作成を踏まえた「避難行動要支援者への支援」方針を定めるための視点も含め、ワークショップを進める。

広域避難



淀川浸水想定区域図

柳川コミュニティ防災ワークショップ 参画機関

組織等種別	柳川モデル地区参画対象組織
地域住民団体	柳川地区コミュニティ協議会
自主防災組織	柳川地区防災会
自主防災組織	高槻ビューハイツ自主防災会
地域福祉活動団体	柳川地区委員会
地域福祉活動団体	柳川地区福祉委員会
福祉サービス等事業者（高齢介護）	富田地域包括支援センター 三箇牧地域包括支援センター
福祉サービス等事業者（高齢介護）	高槻まごころ
福祉サービス等事業者（障がい）	高槻西部地域活動支援センター ステップ
福祉サービス等事業者（高齢介護・障がい）	特養ひばり苑、サニースポット
医療機関（病院）	北摂総合病院
小学校・中学校	柳川小学校、柳川中学校
消防団	富田分団

協力：近畿地方整備局河川部水災害予報センター、CeMI

	検討スケジュール
令和3年度	12月22日 第1回ワークショップ 3月17日 第2回ワークショップ
令和4年度	5月13日 第3回ワークショップ 6月～8月 第4,5回ワークショップ



第2回ワークショップ検討状況（3月17日）

目的 コミュニティタイムラインの作成

第1回～第3回WS検討内容

- 「水害リスク」、「タイムラインとは」、「避難行動要支援者の現状」について共有
- 淀川のはん濫を想定したシナリオで防災行動の検討や課題をグループワークで検討



細分化した浸水深



Googleを活用した浸水深表示



コミュニティタイムライン素案

各団体別に検討した結果を共有し、他団体の状況を踏まえ、さらに疑問点や修正意見、追加の意見をグループワークで検討

目的 避難行動要支援者(モデルケース)への支援(個別避難計画)

第4回～第5回WS検討予定内容

- 各団体の作成したタイムラインにおいて、特に課題となる避難行動要支援者への支援(情報伝達、避難支援、安否確認)について、ケース別に各団体の「必要な事」、「出来る事」、「課題」についてグループワークで検討

水害時には



水害発生前

水害発生後

項目	内容	備考
年齢	77歳	後援高齢者
同居家族の有無等	ひとり暮らし、親類はいるが前住	
支援が必要状況	65歳以上の高齢者で独居	
福祉サービス等の利用状況	(要介護1の認定書で) デイサービスセンター (通所サービス) の利用あり	※要介護度が比較軽微の方
地域との関わり	自治会への参加あり	
自宅の状況	集合団地(4階建て)の1階に居住	

要支援者のケース

【茨木市】 要配慮者利用施設における避難確保計画作成支援

① 避難確保計画作成オンライン説明会の開催

実施内容

- 茨木市内の要配慮者利用施設を対象に、計画作成の手順等を解説する説明会を開催
【案内】 285施設／参加 79施設 27.7%
- 感染症対策のためオンライン形式で開催し、後日Youtubeに説明会の動画を掲載
- 説明会では、避難確保計画関係の法令、茨木市の水害リスク、大阪府の取り組み、避難確保計画作成のポイントを解説

オンライン説明会



② 避難確保計画作成支援個別相談会の開催

実施内容

- 避難確保計画未作成の要配慮者利用施設を対象に、計画作成支援の個別相談会を開催【案内】 施設参加 46施設 16.1%
- 淀川河川事務所、大阪府茨木土木事務所の支援を受け、相談会参加施設から直接施設の状況や避難計画などを聞き取り、計画の作成指導を実施

個別相談会



③ 避難確保計画作成個別支援の実施

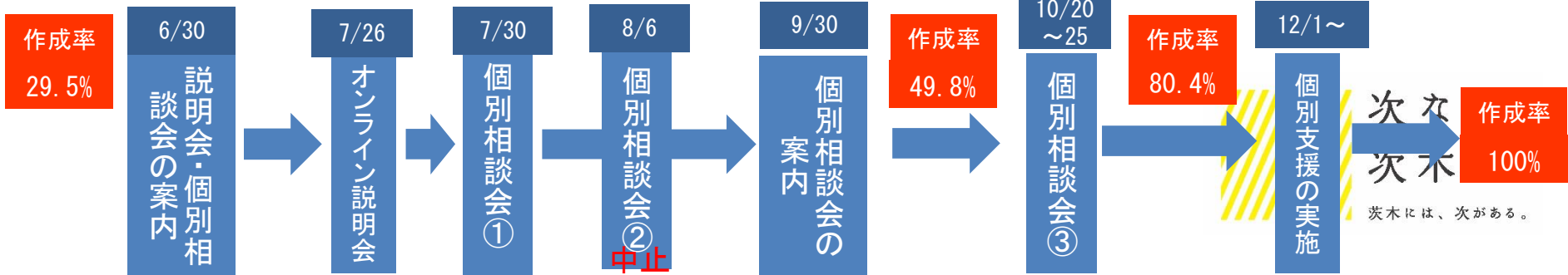
実施内容

- 避難確保計画未提出の施設に対して、郵送等により作成依頼文書を送付
- 期限内に未提出の施設には個別に電話等で作成勧奨を行い、計画書のひな形等を送付
- 個別に作成支援を実施することで、作成率が更に向上

市で作成・配布した資料



④ 避難確保計画作成作成支援の経過



摂津市

令和3年度に実施した防災・減災に関する主な取組

活動報告

- 防災ブックの作成(全戸配布)
- 新設味舌体育館にマンホールトイレ・かまどベンチ、防災倉庫を設置
- まるごとまちごとハザードマップの看板設置(17カ所)
- 防災サポーターの養成(令和2年度に引き続き3年目)
- 避難所に指定している公民館等にキーボックスを設置
- 避難所運営のためのプライバシー保護テント、AIサーマルカメラ、CO2センサー等の購入



防災ブック



マンホールトイレ・かまどベンチの設置



まるごとまちごとハザードマップ

活動の効果
ならびに
今後の予定

- 防災ブックを作成、全戸配布することにより、防災に対する意識の向上が図れた。
- 防災サポーターは令和3年度に39人養成し、累計98名となった。
- プライバシー保護テント等の資機材を購入配備し、避難所運営における感染症対策を強化した。
- 令和4年度は、地域防災計画の改訂、個別避難計画の作成を予定。

令和3年度取組内容島本町

1 コミュニティタイムライン作成

対象：高浜西自主防災会 140世帯

立地：淀川の家屋倒壊等氾濫想定区域に隣接する戸建て
住宅地

策定プロセス

①役員による勉強会

地域版ハザードマップは作成済み

②公園にて作成会

ベトナム人寮生を含む約40人でブレインストーミング等を行った。

③編集作業

自主防災会役員にて編集作業を行った。

④全戸配布

コミュニティタイムラインをラミネートして全戸配布した。



2 防災動画公開 令和3年4月公開

経緯：令和2年11月に全戸配布したハザードマップについて、新型コロナウイルス禍により、出張講座等の機会が減少したことを受けて作成したもの。

内容：1編2～3分の動画を5編作成

島本町防災動画「ハザードマップの見かた」

- ・ハザードマップとは
- ・ハザードマップの作り方
- ・ハザードマップの見かた（浸水・土砂想定図）
- ・ハザードマップの見かた（地震、避難フロー）
- ・ハザードマップが配られたら

効果：視聴数 合計約1000回。

自主防災会の学習会等で利用。



令和3年度の活動報告【大阪市】

活動報告

■ハザードマップ作成・周知

- 平成27年の水防法改正に合わせた浸水想定図の見直し、新規作成を行いました。
- 平時より、災害時における避難に備え、あらかじめ自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、避難行動につなげていただくため、マイ・タイムライン作成フォームを掲載しました。
- 水害時の避難情報を“警戒レベル”を用いた発令方法に変更したことをあらためて認識いただくとともに警戒レベル毎に則した避難行動を確認していただくため、水害(大雨・高潮)に対する避難行動フローを掲載しました。
- 日本語版とともに翻訳(英語、中国語、韓国・朝鮮語)版を作成しました。※HPに掲載

令和元年度

- 水害ハザードマップコンテンツ作成

令和2年度

- 水害ハザードマップ紙面構成

令和3年度

- 水害ハザードマップ印刷 (5月～7月)
- HPの更新 (7月16日)
- 市役所・各区役所・大阪市サービスカウンターなどで、配架 (7月16日～)
- 全戸配布 (7月16日～8月31日)
- 中小河川の水害ハザードマップ印刷 (追加版)

(旧)



(更新版)



・令和3年7月の水防法改正により、洪水予報河川及び水位周知河川以外の中小河川についても浸水想定を行うことが定められた。
 ・旧淀川流域等の河川について、令和4年2月25日に大阪府により新たに浸水想定区域に指定された。

<参考>

- 令和4年度の出水期前に
- HPの更新 (5月1日)
- 市役所・各区役所・大阪市サービスカウンターなどで、配架 (5月1日～)

令和3年度の活動報告【大阪市】

要配慮者利用施設における避難計画の作成等【避難確保計画の策定】

活動報告

- 避難確保計画の作成提出施設数の向上に向け、専任職員を雇用し、未提出施設に対し、個別相談や助言・督促を電話で直接行い、且つ、市HPにおいて、計画作成方法の支援ツールとして、ひな形等を掲載の上、作成方法の解説動画も公開する。
- 未提出施設には施設名の公表を行う旨の「通告書」を送付し、期限内に全ての対象施設から計画を受理。

取組事例・成果

OSAKA CITY 大阪市

くらし イベント・観光 産業

Google カスタム検索

トップページ > くらし > 防災 > 災害に備える > 風水害に備えて >

水防法改正に伴う要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について

水防法改正に伴う要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について

3. 避難確保計画の作成方法

基本的には、下記の提出物様式により、新規作成または既存の計画に追加するどちらかの方にて、記載例を参考にしながら作成してください。

また施設や事業所で独自に作成される場合は以下の（1）の「計画に定めるべき事項」を主とした計画内容となるようご注意ください。

（1）独自に計画を作成される場合

<計画に定めるべき事項>

- ・洪水時等の防災体制に関する事項
- ・洪水時等の避難の誘導に関する事項
- ・洪水時等の避難の確保を図るための施設の準備に関する事項
- ・洪水時等を想定した防災教育および訓練に関する事項

（3）動画による解説

作成方法を解説した動画（YouTube）もありますので下記のサイトへアクセスしてください。

避難確保計画作成説明 動画 パート1準備編
避難確保計画作成説明 動画 パート2作成編
避難確保計画作成説明 動画 パート3マップナビ おおさか編

（4）提出期限

提出期限につきましては、前述の「2. 避難確保計画作成の対象となる施設」に該当する施設につきましては令和3年3月31日を提出の期限とさせていただきますが、雨季の大雨による河川等の氾濫や、台風による高潮等、風水害の発生に備えて、なるべく早急に計画を立ていただきますようお願いいたします。

なお、正当な理由がなく提出期限内に計画の提出がない場合は、水防法の規定に基づき施設名を公表（令和3年5月～6月公表予定）します。

令和3年4月に大阪市地域防災計画に位置付けられた大阪市域内の全対象施設（5,667施設）に対する作成済み施設数

R4年3月末 5,667施設(100%)

【参考】
全国 77,595施設／全105,310施設（約74% R3年9月末）

活動の効果
ならびに
今後の課題

- 【効果】
- 1 未提出施設毎に個別アプローチを行い、計画作成の意図と作成方法を理解していただくことで、提出数の向上につながった。
- 【課題】
- 1 本市においては要配慮者利用施設の数が多く、その開廃も頻繁にあることから、避難確保計画の作成・提出が必要となる施設の指定更新を定期的に行っていく必要がある。